

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 筑西市の概要と立地

筑西市は茨城県の西部、万葉集にも歌われている筑波山の西側に位置し、鬼怒川、小貝川などが貫流する肥沃な大地と豊かな自然に恵まれた田園都市である。平成 17 年の 1 市 3 町（下館市、関城町、明野町、協和町）の合併により誕生した。下館商工会議所は旧市を、筑西市商工会は旧 3 町を地盤に産業振興及び地域活性化に取り組んでいる。全国有数の産出額を誇る農業とともに、商業・工業の調和のとれた県西地域の中心都市である。歴史ある商都として老舗企業も多く、工業においては近隣市町村の中でトップの製品出荷額を誇っている。



※筑西市人口 99,758 人 37,854 世帯 令和 3 年 3 月 1 日現在

※工業製品出荷額 5,186 億円 卸小売業販売額 2,142 億円 農業出荷額 198 億円

※R1 年工業統計調査 H30 年農林水産省市町村別産出額 H28 年経済センサス 参照

(2) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ)

各河川流域の最大規模総雨量（鬼怒川 72h. 669mm、小貝川 72h. 778mm、大谷川 72h. 778mm、五行川 48h. 783mm、田川 6h. 365mm）の雨量で想定。

1) 河川洪水

下館地区においては南部の五行川及び鬼怒川周辺、西部の鬼怒川周辺、関城・明野地区においては小貝川周辺が、木造住宅等が破壊されたり流されたりする氾濫が発生する恐れのある「家屋倒壊等氾濫発生区域」となっている。

2) 浸水全般

市内全域の河川周辺地域において、最大 20m 未満の浸水が予測されている。また、鬼怒川沿い川島地区の一部が、河川浸食による「家屋倒壊等氾濫発生区域」となっている。下館商工会議所及び筑西市役所が立地する下館駅北口前は浸水の危険は低いとされているが、筑西市商工会が立地する海老ヶ島地区においては、最大 3m 未満の浸水が予測されている。

3) 土砂災害

土砂災害は近年増加の傾向にあるが、突然発生することから予測は非常に難しく、同じ危険箇所でも繰り返し発生し被害が大きいという特徴がある。茨城県は、このような土砂災害の発生するおそれのある危険区域を、土砂災害防止法に基づいて土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定している。筑西市には、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の危険性がある土砂災害警戒区域等が 27 箇所ある。

(地震：J-SHIS、地震ハザードステーション)

地震ハザードステーションの地震動予測地図によると、当地域では震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で高い確率で発生するとされている。

◆茨城県南部を震源地とした被害想定（震度 6 強）

建物被害	液状化		揺れ		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
	10	20	40	850	50	870

電力被害	被害直後		被災1日目		被災3日目	
	停電件数	停電率(%)	停電件数	停電率(%)	停電件数	停電率
	55,000	90	28,000	46	220	*

上水道被害	被害直後		被災1日目		被災1週間後	
	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率
	87,000	92	53,000	56	9,500	0.10

通信被害 (固定電話)	被害直後		被災1日目		被災4日後	
	不通回線数	率(%)	不通回線数	率(%)	不通回線数	率
	15,000	90	7,700	46	60	*

携帯電話は、被災直後は基地局への非常用電源の整備や移動基地局の配備により、停波は概ね発生しないが、バッテリーや非常用電源の燃料の枯渇等によりつながりにくい状況となる。さらに、通信会社による規制や通信の集中によって、固定電話及び携帯電話ともに広範囲でつながりにくい状況となる。 ※茨城県地震被害想定調査報告書参照

(その他)

筑西市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降水量は1,270mm(2020年)と多い。一方、夏は猛暑日になることも多く、熱中症や水不足といったことも懸念されている。平成27年には関東・東北豪雨が発生し、当市の鬼怒川左岸44.1k付近(船玉地区)、鬼怒川左岸45.9k付近(伊佐山地区)にて水害被害が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、筑西市においても多くの市民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。感染症による事業者への具体的な影響としては下記があげられる。

- 1) インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛要請等により売上が急減する。
- 2) 海外工場の操業停止、部品材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなり、売上が急減する。
- 3) 従業員本人が罹患した場合や、従業員の家族が感染した場合の他学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合に、従業員が出勤できなくなる。

(3) 商工業者の状況

○下館商工会議所管内

- ・商工業者等数 2,675人
- ・小規模事業者数 2,092人

○筑西市商工会管内

- ・商工業者等数 1,680人
- ・小規模事業者数 1,407人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	商業	1,176	940	市内に広く分散している
	工業	643	514	市内に広く分散している
	建設業	632	505	市内に広く分散している
	サービス業	1,904	1,540	市内に広く分散している
	合計	4,355	3,499	

※平成28年経済センサス参照

(4) これまでの取組

1) 筑西市の取組

- ・筑西市地域防災計画の策定
- ・筑西市地域防災計画の改訂
- ・筑西市業務継続計画の策定
- ・筑西市国土強靱化地域計画の策定
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄
- ・筑西市防災マップ（ハザードマップ）による啓発活動
- ・指定避難所・指定緊急避難場所の設置
- ・情報メール一斉配信サービスの実施
 - ※「火災等情報」「防災無線情報」「イベント情報」「不審者情報」「就職応援」「その他情報」を随時メールにて配信
- ・防災無線による災害情報等の放送
- ・ケーブルテレビと連携した災害情報等の放送
- ・筑西市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・筑西市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・筑西市新型コロナウイルス感染症対策ビジョン策定
- ・新型コロナウイルス感染症関連支援事業の実施
 - ※個人・世帯・事業者向け 給付・助成・貸付・減免・猶予
- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置

2) 下館商工会議所の取組

- ・「事業継続計画・震災時対応マニュアル」の策定
- ・会員被災情報の収集、国、県、市への情報提供
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・会員向け保険制度について、茨城県火災共済協同組合、関東自動車協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品の備蓄
- ・筑西市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・県内商工会議所との「災害時の相互協力に関する協定」の締結

3) 筑西市商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定
- ・会員被災情報の収集、国、県、市への情報提供
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・会員向け保険制度について、茨城県火災共済協同組合、関東自動車協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品の備蓄
- ・筑西市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・近隣商工会との災害時の相互協力

2 課題

(1) 事業者の課題

- ・平成 27 年の関東・東北豪雨や令和元年の台風 19 号による大規模水害により、県民の防災・減災意識は以前に比べ高まってはいるが、小規模事業者においては、「自分のとこ

ろは大丈夫」という意識がまだ根強く、具体的なリスク対策が十分に行われていない現状がある。

- ・新たな課題として、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクが発生している。このため、感染症リスクに対応できる体制を構築する必要がある。

(2) 下館商工会議所・筑西市商工会・筑西市の課題

- ・現状では、災害発生時の対応が商工会議所・商工会は「事業継続計画」、市は「市地域防災計画」に基づいたものであり、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が整備されていない。
- ・各団体ともに BCP を策定しているものの、職員間での内容の共有と理解が不十分であるため、実際に災害が発生した場合において、効果的に機能するかどうか懸念がある。
- ・小規模事業者に対する、BCP 策定や災害対応施策に関する周知活動が不十分であるため、啓発活動の強化が課題である。
- ・感染症対策において、小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を情宣していくことが必要である。

3 目標

(1) 小規模事業者への BCP 策定支援の強化

- ・小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・専門家や損保会社等との連携による支援体制を構築し BCP 策定支援を強化する。
 - 事業継続力強化計画認定年間目標 下館商工会議所 4 社 筑西市商工会 3 社

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、下館商工会議所、筑西市商工会、筑西市の間における緊急連絡網と被害情報報告ルートを構築する。
- ・情報の収集、提供に当たっては、リアル会議に加え、オンライン会議などを有効に活用する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制確立

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県に報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

下館商工会議所、筑西市商工会及び筑西市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・下館商工会議所及び筑西市商工会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから事業者を守り事業継続を支援する。
- ・「筑西市地域防災計画」「筑西市新型インフルエンザ等対策行動計画」と、本計画との整合性を図り、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等による巡回経営指導時に、筑西市防災マップ（ハザードマップ）等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・BCP対策のための新規設備における固定資産税減免のメリットをPRする。
- ・BCP策定の専門家派遣と個別相談の実施。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 下館商工会議所・筑西市商工会自身の事業継続計画の作成

- ・下館商工会議所は、平成20年に策定・平成29年に改訂（別添）
- ・筑西市商工会は、令和3年に策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・茨城県火災共済協同組合、茨城よろず支援拠点等にリスクファイナンスに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・筑西市事業継続力強化支援協議会（構成員：下館商工会議所、筑西市商工会、筑西市）を設立し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（東日本大震災等と同規模の地震）が発生したと仮定し、下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市の連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後すみやかに下館商工会議所・筑西市商工会・筑西市の職員の安否報告を行う。
（メールやライン等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を下館商工会議所、筑西市商工会、筑西市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する等の対応を行う。
- ・職員が被災し、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、すみやかに情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、も	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務

	しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 市内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 市内事業者の被害状況の確認

- ・筑西市は、来庁又は問い合わせを受けた事業者の被害状況を確認する。
- ・下館商工会議所、筑西市商工会は、電話等により地域内の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市は、原則として以下の間隔で地域内の被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市で情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県に報告する。また、下館商工会議所及び筑西市商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

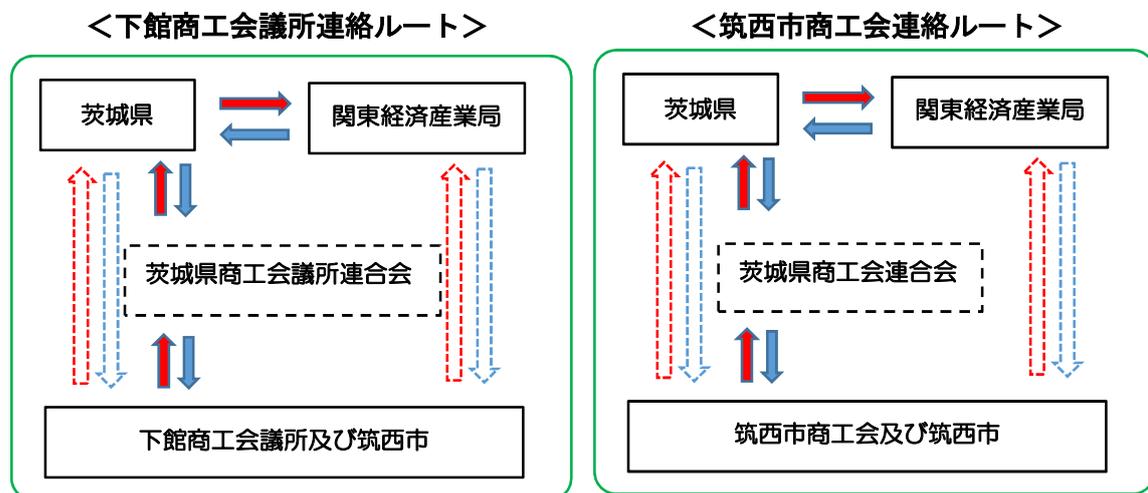
5) その他

・ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。下館会議所、筑西市商工会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。

- ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
- ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
- ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
- ④ 職場における集団感染の予防策
- ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
- ⑥ テレワーク体制の構築
- ⑦ 筑西保健所による指導

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市と情報共有した上で、商工会議所、商工会が商工会議所連合会、商工会連合会へ報告し、各連合会が茨城県に報告する。



※発生直後等、緊急時には県連合会を通さず、直接茨城県及び関東経済産業局へ報告する場合もある。尚、連絡ルートに関しては感染症流行の場合も同様とする。

(被害状況様式)

産業戦略部管内団体の被害状況

団体の名称 所在地 電話番号																							
1. 被害を受けた事業の概要	2. 被害を受けた事業の概要	3. 被害を受けた事業の概要																					
4. 被害を受けた事業の概要																							
No.	事業種別 <small>(業種)</small>	事業内容 <small>(業種)</small>	業種 <small>(業種)</small>	従業員数 <small>(人)</small>	従業員数 <small>(人)</small>	5. 被害状況 <small>(被害)</small>		6. 被害状況 <small>(被害)</small>		7. 被害状況 <small>(被害)</small>	8. 被害状況 <small>(被害)</small>	9. 被害状況 <small>(被害)</small>	10. 被害状況 <small>(被害)</small>	11. 被害状況 <small>(被害)</small>	12. 被害状況 <small>(被害)</small>	13. 被害状況 <small>(被害)</small>	14. 被害状況 <small>(被害)</small>	15. 被害状況 <small>(被害)</small>	16. 被害状況 <small>(被害)</small>	17. 被害状況 <small>(被害)</small>	18. 被害状況 <small>(被害)</small>	19. 被害状況 <small>(被害)</small>	20. 被害状況 <small>(被害)</small>
計																							

4 応急対策時の小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設に関しては、下館商工会議所、筑西市商工会それぞれの建物内に開設する（国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・小規模事業者等の被害状況の詳細を、職員の巡回、電話確認、SNS等の利用のほか、役員、会員等の情報により確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、筑西市等の施策）災害貸付等について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 小規模事業者に対する復興支援

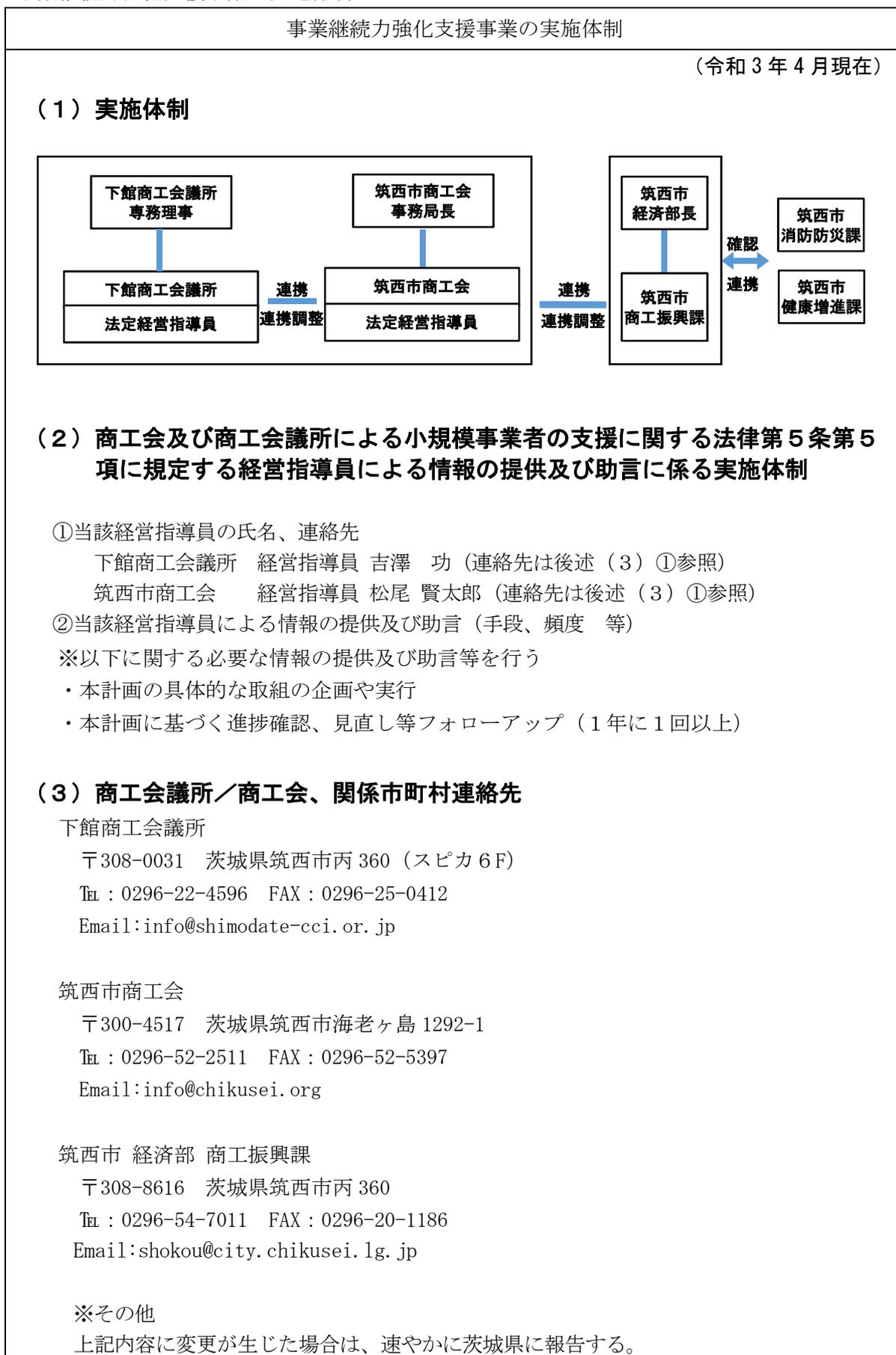
- ・国や茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	330	330	330	330	330
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、茨城県補助金 等 ただし、専門家派遣等は無償で派遣承諾いただいた場合は当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者無し